

## **生産性を向上させた企業に対し、労働関係助成金を割増します！**

生産性向上に取り組む企業を支援するために、労働関係助成金（一部を除く）に「生産性要件」を設定し、この要件を満たした場合には支給額を割増します。

生産性要件を満たすためには、企業の財務諸表などの情報をもとに、過去3年間で生産性が6%以上伸びている必要があります。

また、生産性が1%以上6%未満である場合は、金融機関から一定の事業性評価を得ていることが必要です。

なお、割増支給の申請に当たっては、決算書の各勘定科目の額が確認できる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳など）が必要となります。